

クレーム解釈 [4]

弁護士 井上 義隆

「底面部」はどこを見る？

はじめに

今回は、内部に一本の金属パイプからなるフレームを有する被告製品の支持構造が実用新案登録請求の範囲の「底面部」（構成要件C）に当たるかが争われた実用新案権侵害訴訟（大阪地裁令和8年1月22日判決・令和6年（ワ）第1462号）をご紹介します。

本事件において、大阪地裁は、被告製品は「底面部」を有すると判断し、原告の請求を認容しました。

「座いす」事件

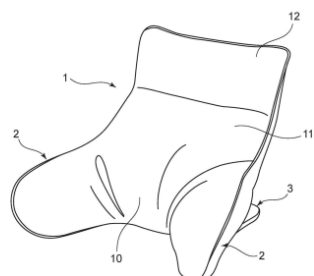
本件考案

本件考案（実用新案登録第3236826号の請求項1）は、通常の座いすに設けられている座面がなく、その代わりに「背もたれ部の下部左右から前方に延びる一对の肘置き部」と「背もたれ部の下部から後方に延びる底面部」を備えることで、座面がなくても安定して床面等で利用できるようにした座いすに関する考案です。

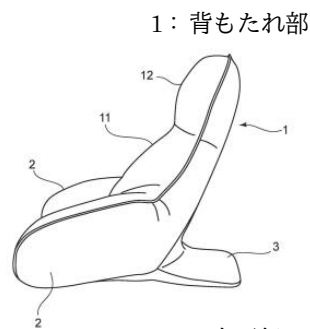
本件考案1（請求項1に係る考案）は次のとおり分説することができます。

- A 背もたれ部と、
- B 背もたれ部の下部左右から前方に延びる一对の肘置き部と、
- C 背もたれ部の下部から後方に延びる底面部と、
- D 背もたれ部の背もたれ角度を調整する第1調整機構と、を備えた
- E 座いす

【図1】



【図2】



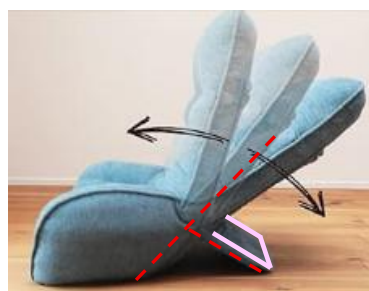
2：肘置き部

3：底面部

本件考案1の実施形態

被告製品の支持構造

被告製品の支持構造は、内部に側面視「Λ（ターン・ワイ）字状」に構成された金属製のフレームパイプが設けられ、その上にカバーを外装するという構成でした。



被告製品の構成

被告は、被告製品は側面視「Λ（ターン・ワイ）字状」に構成された「支持部」の最下端部の「辺」、すなわち、「線」で支えることによって当該座いすを安定した状態で載置する構成であって、本件考案1の「底面部」は、「背もたれ部の荷重を受け止めるために座いすの下部に設けられた、床面等に接地するある程度のひろがり」を有する面」を意味していることから、「線」で支える被告製品は「底面部」に当たらないと主張しました。

裁判所の判断

大阪地裁は、次のとおり、本件考案1の「底面部」について解釈を示し、被告製品の構成はこの「底面部」を充足すると判示しました。

2 争点2（本件考案の技術的範囲への属否）について

(1) 「底面部」の意義

・・・

ア 【実用新案登録請求の範囲】の記載

本件考案（本件考案1ないし5）に係る【実用新案登録請求の範囲】（【請求項1】ないし【請求項5】）には、「底面部」について・・・その構成を特定の形状等に限定するような記載はない。この点、本件実用新案の【実用新案の特許請求の範囲】のうちの【請求項6】には、「底面部」につき、「前記底面部と前記肘置き部の裏面が同一面になるように構成されていることを特徴とする・・・」との記載があるが、本件考案に係る【実用新案登録請求の範囲】には、このような記載もない。

また、「底面部」との字義を考えると、一般的に、「底面」とは、「底の面」を意味するところ、「底」とは「物体の下面。底面。」を、「面」とは「物の外郭を成す、角だっていないひろがり。物のおもて。部材の稜面を削り落として生ずる表面」をそれぞれ意味する。また、「部」とは「分けること。分けた一区分。」を意味する。（広辞苑第7版、乙5ないし8）

そうすると、【実用新案登録請求の範囲】上の文言からは、「底面部」について、「背もたれ部の下部から後方に延びる」という以上に構成を限定、特定するものではなく、ただ、「背もたれ部の下部から後方に延びて床等に接する座いす下面の部位が、角だっておらず、一定のひろがりを有する区分であるという限りにおいて、その形状を特定するものと解される。

イ 本件明細書の記載

次に本件明細書記載の技術事項等も参酌しての解釈を検討するに、本件明細書には・・・

このような本件明細書の記載によれば、本件考案（本件考案1ないし5）の「底面部」とは、座面のない座いすを安定した状態で床面等に設置することができるのと作用効果を奏するものであることが求められている一方、「底面部」の具体的な構成及び形状としては、「所定の厚みを有する板状」であって「平面視で矩形状に形成されてい」（【0020】）れば足り、その「外観はカバー材で覆われて」（【0025】）いるが「座いすの内部に設けられるフレーム部の全体構成」（【0027】）は実施形態に限定されず（【0041】）、同フレーム部の構成として種々の構成が想定されている。なお、本件明細書には、「底面部と肘置き部の裏面が同一面になるように構成されていることが好ましい」（【0017】）との記載はあるが、あく

まで「好ましい」との指摘にすぎない上、同構成は本件考案（本件考案1ないし5）ではなく別個の【請求項6】に係る【実用新案登録請求の範囲】に記載されていることからすれば、本件考案の「底面部」が「肘置き部の裏面が同一面となる」ものであると限定して解することはできない。このように本件明細書の記載を参酌しても、【実用新案登録請求の範囲】の文言に係る上記アでの解釈以上に、「底面部」の構成を限定的に解すべき理由は見出せないところ、構成要件Cの「底面部」とは、座いすを安定した状態で床等に設置すべく、「背もたれ部の下部から後方に延びる」座いす下面にある部位であって、角だっていないひろがりの区分であるものと解される。

(2) 被告製品1の充足性

被告製品1は、背もたれ部の下部から後方に向かって接地面まで達する部材を備える構成を有するところ、当該部材部分を「板状部」又は「支持部」と表現するか否かはさておき、当該部材部分には接地面において所定の厚みを有する角だっていないある程度のひろがりを有する区分があり、その形状は平面視で矩形状であると認められる（甲5、6、11）。また、当該部材部分が存在することによって、座面のない被告製品1を安定した状態で床面等に設置することができる（弁論の全趣旨）から、当該部材部分は本件考案と同一の作用効果を奏するものである。

以上からすれば、被告製品1の上記部材部分は、上記(1)で解釈したところの「底面部」（構成要件C）に該当するといえるから、被告製品1は構成要件Cを充足するもので、その結果、本件考案の各技術的範囲に属するといえる。

考察

大阪地裁は、本件考案1の「底面部」について、「角だっておらず、一定のひろがりを有する区分」と解釈すべき理由として、①従属項である請求項6と異なり、請求項1にはその形状を限定するような記載はないこと、②「底面部」の字義、更に、③明細書の記載を挙げており、クレーム解釈として一般的な解釈手法を採用したものと云えます。

また、判決文からは直ちに読み取ることができないものの、被告製品の「A（ターンド・ワイ）字状」のフレームのうち、短い斜線の下側部分には、カバー材の下側に一定の面積を有する滑り止め部材が設けられていました。そのため、実際の使用状態を前提とした場合、被告製品が「支持部」の最下端部の「線」のみによって支持されていると評価することは困難であったと思われます。

もっとも、本件明細書の段落【0025】には、「座いすを構成する背もたれ部1、一对の肘置き部2、底面部3の外観はカバー部材により覆われている。」との記載があります。この記載は、少なくとも実施形態においては、カバー部材で覆われる前の段階で「底面部」が形成されていることを前提とするものと読めます。そのため、被告製品との対比において、カバー材で覆った状態で「底面部」該当性を判断してよいのか、それとも内部フレームの構成を重視すべきかについて、裁判所がより明示的に判断を示していれば、実務上、より参考価値の高い判決になったものと思われれます。

なお、大阪地裁は、上記引用箇所のとおり、段落【0041】の記載（「座いすの内部に設けられるフレーム部の構成は、本実施形態のものに限定されるものではなく、種々の構成を採用することができる。」）をもとに、フレーム部の構成は種々の構成が想定されていることを認定しているところ、この認定は、カバー材で覆う前のフレームによって「面」が形成されている構成に限定すべき理由はないことを述べたものと考えられます。また、被告製品は本件考案1と同一の作用効果を奏するという認定についても、フレーム部材の構成をもって「底面部」該当性を否定すべき

理由はないことを補足的に説明したものと考えられます。

とはいえ、被告は被告製品のフレーム部の構成をもって、支持部の形状は「Λ（ターンド・ワイ）字状」であって、本件考案1の「底面部」を充足しないと争っていました。そのため、この被告主張に対して裁判所がより直接的な判断を示していれば、争点との対応関係がより明確になったものと思われれます。

最後に

本判決は、①従属項との関係、②辞書の意味、③明細書の記載をもとに「底面部」を解釈した点において、クレーム解釈の基本的な手法を確認したものとして参考になります。

また、本件のように、請求項の文言自体が特定の内部構造に限定されない場合には、「実施形態に限定されない」旨の明細書の記載が、権利者側に有利に働くことがある点も実務上の参考になる裁判例であるといえます。



KSI パートナース法律特許事務所
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S ヒルS棟4階
TEL: 03-6455-3679
E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp